

# 長久手市景観条例施行規則

令和2年10月2日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)及び長久手市景観条例(令和2年長久手市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第2号カの規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- (2) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (3) 風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備その他これらに類するもの
- (4) その他市長が指定し、告示したもの

(景観まちづくり団体の認定の申請等)

第3条 条例第10条第2項の規則で定める申請は、申請書に次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 景観まちづくり団体の活動区域(以下「団体活動区域」という。)を示す図面
- (2) 景観まちづくり団体の規約(以下「規約」という。)
- (3) 団体活動区域に係る条例第10条第1項に規定する住民等(国又は地方公共団体を除く。以下「団体活動区域内住民等」という。)のうち、規約に同意した者の住所及び氏名並びにその者が所有する当該団体活動区域の土地の所在地及び面積並びに規約に同意した者が有する建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)の目的となっている当該団体活動区域の土地の所在地及び面積を記載した書類
- (4) 団体活動区域の土地の総面積(国又は地方公共団体が所有しているもの

を除く。)及び借地権の目的となっている土地の総面積並びにその根拠を示す書類

(5) 団体活動区域内住民等の数及びその根拠を示す書類

(6) 規約を制定し、及び景観まちづくり団体の代表者を選任するまでに行われた会議の議事録

(景観まちづくり団体の認定要件)

第4条 条例第10条第3項第6号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 規約が団体活動区域内住民等の過半数をもって定められていること。

(2) 団体活動区域内住民等の自発的参加の機会が保障されていること。

(3) 団体活動区域の面積が、おおむね0.5ヘクタール以上であること。

(4) 前条第3号に規定する面積の合計が、同条第4号に規定するそれぞれの総面積の合計の2分の1を超えること。

(景観まちづくり団体の認定内容の変更の届出)

第5条 条例第10条第1項の認定を受けた景観まちづくり団体の代表者は、団体活動区域、規約又は代表者に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届出は、届出書に第3条各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添付しなければならない。

(景観まちづくりサポーターの登録)

第6条 景観まちづくりに関心を持ち、市と連携して、景観まちづくりに自主的かつ積極的に取り組む意欲のある事業者、市民及び団体は、市長に対し、景観まちづくりサポーター(以下「景観サポーター」という。)の登録を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その者が次に掲げる要件を備えていると認めるときは、景観サポーターとして登録するものとする。

(1) その者の活動が景観計画区域における景観まちづくりに取り組むことを目的としていること。

(2) その者の活動が景観計画区域の財産権を不当に制限するものでないこと。

(3) 個人の場合 次のいずれにも該当するもの

- ア 景観に対する関心が高いと認められるものであること。
- イ 本市の景観まちづくりに関する活動を実践する能力があると認められること。
- ウ 市内に住所を有する者又は市内に所在する事業所、学校等に在職し、若しくは在学する者であること。

(4) 事業者の場合 次のいずれにも該当するもの

- ア 前号ア及びイ
- イ 市内に事業所が所在すること。

(5) 前号以外の団体の場合 次のいずれにも該当するもの

- ア 第3号ア及びイ
- イ 当該団体の過半数の構成員が第3号ウに該当すること。

3 前項の登録の有効期間は、3年とする。ただし、当該有効期間を更新することを妨げない。

(景観まちづくりサポーターの登録の抹消)

第7条 市長は、景観サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による登録を抹消することができる。

- (1) 前条第2項の規定による登録について抹消を申し出たとき。
- (2) 前条第2項各号に規定する要件を具備しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により前条第2項の規定による登録を受けたとき。
- (5) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

2 市長は、前項（第3号を除く。）の規定により前条第2項の規定による登録を抹消したときは、遅滞なく、その理由を付して、その旨を当該登録の抹消を受けた者に通知しなければならない。

(行為の届出)

第8条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（様式第1号）により行うものとする。ただし、仮設建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第2項の規定による工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物及び同条第5項前段の規定による許可を受けた建築物）及び建築面積が10平

方メートル以内の建築物の増築、改築又は移転は、届出は不要とする。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行う者は、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該図書について定められた縮尺によっては適切に表示できないときは、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により添付する図書について必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（適合の通知）

第9条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が、景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合すると認めるときは、当該届出を行った者に対し、景観計画区域内届出行為の適合通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、法第18条第2項の規定に基づき、同条第1項本文に規定する期間を短縮して、前項の通知を受けた日から当該届出に係る行為に着手することができる。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知）

第10条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書（様式第4号）によるものとする。

2 第8条第3項及び第4項の規定は、前項の通知について準用する。

（勧告）

第11条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（変更命令）

第12条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、変更等措置・原状回復等命令書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の命令を受けた者は、直ちに当該命令に従い、当該命令に係る行為に関し設計変更等を行い、第8条第2項の規定に準じて速やかに市長に届け出

るものとする。

(公表の方法)

第13条 条例第28条の規定による公表は、長久手市公告式条例（昭和28年長久手村条例第5号）に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法によるものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案)

第14条 法第20条第1項又は第29条第1項の規定による提案は、景観重要建造物（樹木）指定提案書（様式第7号）により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の告示事項)

第15条 条例第15条第2項又は第17条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称（景観重要樹木にあつては、その樹種）及び所在地
- (3) 指定の理由となった建造物の外観（樹木にあつては、その樹容）の特徴
- (4) 景観重要建造物にあつては、法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の通知)

第16条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の標識)

第17条 法第21条第2項又は第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 指定した景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第18条 省令第9条第1項又は第14条第1項に規定する申請は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第9号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、景観重要建造物又は景観重要樹木の良好な景観の保全に支障がないと認めるときは、景観重要建造物（樹木）

現状変更許可書（様式第10号）により許可するものとする。

- 3 法第22条第4項後段（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議をしようとする国の機関又は地方公共団体は、景観重要建造物（樹木）現状変更協議書（様式第11号）を市長に提出するものとする。  
（景観重要建造物又は景観重要樹木の原状回復命令等）

第19条 法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令は、景観重要建造物（樹木）原状回復等命令書（様式第12号）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告）

第20条 法第26条又は第34条の規定による命令又は勧告は、景観重要建造物（樹木）の管理に関する命令書（様式第13号）又は景観重要建造物（樹木）の管理に関する勧告書（様式第14号）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除の通知）

第21条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知又は法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（様式第15号）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第22条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（様式第16号）により行うものとする。

（書類の提出部数）

第23条 法、省令、条例及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、正本及び副本各1部とする。

（雑則）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第23条までの規定は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第8条関係）

行為の区分	図書の種類	縮尺	明示すべき事項
法第16条第1項 第1号に掲げる行為（建築物の建築等をいう。）	付近見取図	2, 500分の1 以上	次に掲げる事項 1 敷地の位置 2 敷地周辺の状況 3 方位 4 施工箇所
	写真		敷地及び敷地周辺の状況
	配置図	100分の1以上	次に掲げる事項 1 敷地内における建築物及び付属設備の位置 2 方位 3 敷地の境界線 4 敷地に接する道路の位置及び幅員 5 既存樹木及び植樹木の位置
	各面の着色立面図	50分の1以上	次に掲げる事項 1 外観部材の種類 2 仕上げ方法 3 色彩（マンセル値表記） 4 高さ
	その他市長が必要		

	と認める参考となるべき事項を記載した図書		
法第16条第1項第2号に掲げる行為（工作物の建設等をいう。）	付近見取図	2, 500分の1以上	次に掲げる事項 1 敷地の位置 2 敷地周辺の状況 3 方位 4 施工箇所
	写真		敷地及び敷地周辺の状況
	配置図	100分の1以上	次に掲げる事項 1 敷地内における工作物の位置 2 方位 3 敷地の境界線 4 敷地に接する道路の位置及び幅員 5 既存樹木及び植樹木の位置
	各面の着色立面図	50分の1以上	次に掲げる事項 1 工作物の構造 2 部材の種類 3 仕上げ方法 4 色彩（マンセル値表記） 5 高さ
	その他市長が必要		



	と認める参考となるべき事項を記載した図書		
法第16条第1項第3号に掲げる行為（開発行為をいう。）	付近見取図	2, 500分の1以上	次に掲げる事項 1 行為を行う土地の区域 2 当該区域の周辺の状況 3 方位 4 施工箇所
	写真		行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況
	設計説明書	100分の1以上	設計図又は施工方法を明らかにする図面
	現況平面図	500分の1以上	次に掲げる事項 1 方位 2 行為を行う土地の境界線及び等高線 3 植生の概要及び行為を行う土地を含む周辺の地形の現況
	土地利用計画図	500分の1以上	次に掲げる事項 1 方位 2 行為を行う土地の境界線

		<p>3 既存樹木及び植樹木の位置、樹種及び大きさ</p> <p>4 行為後の土地利用計画</p>
現況断面図	500分の1以上	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面の状況
計画断面図	500分の1以上	行為を行う土地の計画縦断面及び計画横断面の状況並びに法面の措置
擁壁の展開図	500分の1以上	擁壁の意匠
その他市長が必要と認める参考となるべき事項を記載した図書		